

第22号

新風会だより

発行：平成29年3月31日

いそぎ陽輔新風会

大分市長浜町2-12-10

TEL097-(535)-8260

<http://isozaki-office.jp/>

ヨウスケが行く



参議院議員

磯崎陽輔



天皇陛下の御退位について、お話しします。政府の職にあるため、解説にとどめることをお許しください。

「天皇とは何か」ということをきちんと議論する必要があります。私は、よく「天皇というのはポストでしょうか」という話を最初にします。会社の社長さんであれば、「もうお歳なので、そろそろ引退されてはどうですか」ということは、よくある話です。一方、昔「家父」という言い方もありましたが、家父であるおじいさんに「お歳ですから、そろそろ引退されてはどうですか」とは、絶対に言わないでしょう。その違いがきちんと議論されていない感じを受けます。

しかし、おじいさんは本人が望めば楽隠居をして過ごすこともできますが、天皇陛下には常に御公務というものが、そこに大きな違いがあります。また、歴史的にしばしば御譲位が行われてきたのも、事実です。私は、天皇陛下のお言葉を拝聴するまでは、御譲位など畏（おそ）れ多いことだと考えていました。ところが、天皇陛下の御公務に対する真摯なお言葉を伺うに付け、陛下のお言葉を重く受け止め、御意志に沿った対処をしなければならないと考えられるようになりました。

現在、大方の国民が陛下の御意志を尊重すべきであると考えている中、国会や政府においても、その方向で検討が行われています。大きな課題は二つあり、一つは、御退位できるのを今上天皇に限るのか、将来全ての天皇にも及ぼすのかということであり、もう一つは、退位の規定を、皇室典範を改正して設けるのか、特別法を制定して設けるのかということです。なお、皇室典範は、現行憲法下では法律の一つとされています。

後者の議論も、憲法第2条に「皇位は、世襲のものであ

つて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と規定されていることから、憲法解釈に関わる重要な論点です。一般に、一代限りの場合は特別法の制定、将来の天皇にも及ぼす場合は皇室典範の改正というような議論が行われていますが、必ずしもそうでなければならぬわけではなく、法律の専門家の議論に委ね得る話だと考えます。皇室典範に「別に法律で定めるところにより」など特別法への連携規定を置くという案もあります。

より重要なのは、前者の退位の対象を今上天皇一代限りとするのか、将来の天皇にも及ぼすのかということなのです。与党の検討では、御退位は今上天皇一代限りにすべきだという方向性が強くなっています。なぜでしょうか。一般法として退位を将来全ての天皇に及ぼす法制を作るためには、皇室典範で退位の要件を具体的に規定しなければなりません。それが極めて難しいことだからなのです。

先ず、客観的要件を定めることは可能でしょうか。例えば高齢と認められる具体的な年齢を定めることができるでしょうか。これは、天皇に定年制を設けることになり、どう考えても不遜なことです。では、仮に「高齢のため公務を行うことが困難となったとき」となど抽象的な要件を定めることはどうでしょうか。これは主観的要件と呼ばれ、それを実際誰が判断するのかをきちんと皇室典範に規定する必要があります、難しい問題に突き当たります。

天皇陛下自らの御意思で御退位を決定することは、天皇の地位は主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定した憲法第1条や天皇は国政に関する権能を有しないと規定した憲法第4条の規定との関係が議論になりますし、皇位の不安定化を招くという意見もあります。では、政府（内閣）が決めるのか、国会が決めるのか、三権の長等が構成員である皇室会議が決めるのか、これらを組み合わせるのか、それぞれになかなか難しい問題があります。これも、時の政権によって濫用されないかという意見があります。

こうした議論は短期間の議論では収束しがたいので、与党においては、今上天皇の御退位に限り定める特別法を制定するという案が現在有力になっています。そうであれば、退位の時期のみを定めれば足り、退位の要件を定める必要はないのです。

一方で、野党の一部は、民進党を中心に皇室典範の改正によるべきであると主張しています。こうしたことを受け、現在、衆参両院の正副議長を中心に「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する調整が始まっています。今後、国会を中心に、静かな議論が尽くされることを期待します。

農林水産副大臣の仕事

農林水産副大臣に就任して8か月が過ぎました。これまでの副大臣としての活動をまとめました。

チリ国セスペデス経済大臣の表敬

平成28年8月30日

チリ国のセスペデス経済大臣が農林水産省に表敬に來られ、両国の農林水産業について意見交換をしました。

私からは、農林水産物・食品の輸出強化や日本産牛肉及び生果実の輸入解禁、国際捕鯨委員会などについて話をさせていただきました。



熊本地震の農林業復旧状況視察

平成28年9月9日～10日

熊本には、地震発生直後から何度も赴きましたが、その日は、副大臣として、農地海岸を始めとする施設復旧の進捗状況の視察に訪れました。

翌10日には大分県入りをし、由布市の水田や畑地の石積損壊状況の調査を行うとともに、由布岳の林地崩壊及び治山堰堤の整備状況の調査を行いました。



台風10号による 岩手県内被害状況の視察

平成28年9月14日

平成28年8月30日に発生した台風10号は、気象庁が統計を取り始めて以来、初めて東北地方の太平洋側に上陸した台風であり、岩手県内に大変大きな被害をもたらしました。

農林水産業の被害も大きく、調査のため岩手県岩泉町及び野田村を訪れました。野田村下安家地区のサケ・マスふ化場は、東日本大震災で津波の被害を受け、今回川の氾濫でも被害を受けるという厳しい状況にありました。



APEC食料安全保障担当 大臣会合出席

平成28年9月24日～27日

会場となったピウラは、ペルー北部の人口約30万の都市で、エルナンデス農業・灌漑大臣の出身地であります。会合では、農業におけるフードバリューチェーンやイノベーションの必要性など、昨年新潟で開催されたG7農業大臣会合の成果などを訴えました。その後、総会でピウラ宣言を採択した後、共同記者会見に出席しました。

また、会合に併せ、各国の要人ともバイ会談を行い、日本産牛肉、生果実等の輸入解禁や原発事故による輸入規制の撤廃、緩和等について要請しました。



ドゥテルテ・フィリピン大統領歓迎 安倍総理主催晩餐会

平成28年10月26日

ドゥテルテ・フィリピン大統領訪日に係る安倍総理主催晩餐会が総理官邸で開かれました。

両首脳の間談話が長引き40分遅れの開催となりましたが、和気あいあいの楽しい夕食会となりました。



大分県農村女性代表者との懇談

平成28年11月17日

東京に研修に来た大分県内各地域の土地改良区の女性職員の方6名の皆さんと、懇談をしました。

日頃、仕事を通して感じている土地改良事業や農政の課題について、女性目線での御意見を伺うことができました。



「駅館川地区」推進協議会 是永宇佐市長らによる要請

平成28年11月9日

西日本でも有数のぶどう生産地である宇佐市安心院町を中心とした農地（駅館川地区）は、昭和40年度からの国営事業により造成されました。

是永市長から、駅館川地区の国営緊急農地再編整備事業を重要施策として実施し、担い手への農地集積等の先駆的なモデル事業としたいとの話があり、必要な予算の確保について要請がありました。



日本中央競馬会 ジャパンカップ表彰式

平成28年11月27日

府中市の東京競馬場で、日本中央競馬会主催のジャパンカップを観戦し、表彰式で、優勝したキタサンブラックの馬主の北島三郎さんに農林水産大臣賞を授与しました。



『消費者の部屋』 薪ストーブ火入れ式

平成28年12月13日

農林水産省内『消費者の部屋』に設置されている薪ストーブに、ミス日本みどりの女神である飯塚帆南さんと共に火入れを行いました。



高病原性鳥インフルエンザ発生に係る宮崎県視察

平成28年12月20日

12月19日に宮崎県中部の家きん農家において高病原性鳥インフルエンザが発生したため、翌12月20日に宮崎県へ赴き、河野宮崎県知事と面談しました。まん延防止のためには、初動対応が何よりも重要であること、国としても必要なことがあれば最大限対応する旨伝えました。その後、対応に当たっている宮崎県防疫対策本部を訪ね、本部職員やテレビ会議で繋がっている自衛隊員の皆さんを激励しました。



副大臣会議

平成29年1月19日

月に一度、各省庁の副大臣による「副大臣会議」が開かれます。

この日は、厚生労働省から「イクボス宣言」、環境省から「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の取組について報告がありました。



豪雪等による災害対策について 平井鳥取県知事から要請

平成29年2月2日

平井鳥取県知事から、平成29年1月23日からの豪雪等によって被災したビニールハウスなどの農業用施設等を復旧するため、農林水産省の対応について要請を受けました。



自民党に入党して、磯崎陽輔を支えてください。

自民党では、現在、党員獲得運動を行っています。議員ごとに党員獲得目標が定められ、当支部は、1,000人とされています。

つきましては、磯崎陽輔が支部長を務める自民党参議院選挙区第一支部に入党いただき、磯崎陽輔の活動を支えていただくようお願いします。

また、既に党員になっていらっしゃる方も、是非とも御家族の入党に御協力をお願いします。

◆ 入党資格 ◆

- 1 わが党の綱領、主義、政策等に賛同される方
- 2 満18歳以上で日本国籍を有する方
- 3 他の政党に党籍を持たない方
 - 一般党員 党費年額 4,000円
 - 家族党員 党費年額 2,000円

※入党申込書を送付させていただきますので、事務所まで御連絡ください。